

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年12月17日～2021年1月6日)

令和3年(2021年)1月8日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 カチンスキ副首相(「法と正義」(PiS)党首)のインタビューでの発言 英国からのフライト停止の発表 ポーランドにおける新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種の開始 国内のワクチン接種状況に関する政府発表 シュチェルスキ大統領室長の国際政策局設立担当大統領全権代表への任命 2021年国防予算、GDP比2.2%を予定 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援 バイデン次期米大統領発ドゥダ大統領宛書簡の発出 ポーランド軍、英国国境付近にて衛生支援 ドゥダ大統領の2021年の主要な外交政策の発表 クロアチアへの震災被害支援 ブワシュチャク国防相、2021年の主要計画に言及 イラクに対する人道支援								【お願い】 3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5000 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 大晦日の移動制限にかかる抗議活動 国家検察庁が「イスラム国」支援者を告訴 ヴロツワフ所在の病院に対するサイバー攻撃 ムスリムなどへの攻撃を計画していた過激主義者の起訴状を提出								
経済 下院、2021年予算案を可決 ポーランド、EUと中国の投資協定の早期交渉妥結に異論 最低賃金の引き上げ ポーランドとウクライナの給与水準 11月の失業率 12月の購買担当者景気指数(PMI) 欧州委、ポーランド航空(LOT)に対する国家補助を承認 ポーランド国鉄による鉄道車両アップデート 国営電力会社タウロンと国営石炭会社PGGの石炭供給契約について クルティカ気候・環境大臣のエネルギー転換に係る発言 ポーランドにおけるマイクロ風力発電タービンの開発 水素戦略策定見通し								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事 在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

カチンスキ副首相(「法と正義」(PiS) 党首)のインタビューでの発言【12月21日】

12月21日、カチンスキ副首相(「法と正義」(PiS) 党首)は、ジェチポスポリタ紙のインタビューにおいて、モラヴィエツキ首相が任期満了まで首相を続投する可能性は非常に高いと述べた。また、同副首相は、EU予算を巡るモラヴィエツキ首相との関係悪化について否定し、全ての重要案件について同首相と連絡を取り合っていると強調した。さらに、同副首相は、自身の進退についても言及し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)収束後の党大会における役員選挙に自身も出馬するが、今回の出馬が最後になると明言した。

英国からのフライト停止の発表【12月21日、1月5日】

12月21日、政府は、英国において新型コロナウイルス感染症の変異種が発見されたことを受けて、22日午前0時から1月6日まで、英国からのフライト受入れを停止することを発表した。また、1月5日には、航空便の運航禁止に関する新たな政令を官報に掲載し、同措置を1月13日まで延長した。

ポーランドにおける新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種の開始【12月27日】

12月27日、ワルシャワの内務・行政省病院において、同病院の看護師長と院長を含む5名に対して、国内で初めてファイザー社のワクチンが接種され、26日には約1万人分のワクチンがポーランドに到着し、国内72の病院に輸送された。同27日から感染リスクの高い「グループ0」の対象者(医療従事者、社会福祉施設職員、医科大学の職員及び学生等)にワクチン接種が開始する。

ドヴォルチク首相府長官は、年内に30万人分のワクチンがポーランドに輸送され、その後も毎週ワクチンの輸送が計画されていると述べた。また、モラヴィエツキ首相は、2021年1月末までには150万人分のワクチンがポーランドに到着する予定であると述べた。さらに、同首相は、同日の記者会見にお

いて、2021年1月15日から国民に対するワクチン接種の登録を開始すると発表した。同首相は、より早くコロナを収束させるためには、広範なワクチン接種が極めて重要であると強調し、国民へのワクチン接種を奨励した。

国内のワクチン接種状況に関する政府発表【1月4日～6日】

4日、ドヴォルチク首相府長官は、新たにファイザー社のワクチン36万本がポーランドに到着したと発表し、医療従事者を中心とする「グループ0」へのワクチン接種は14日までに完了予定であると述べた。

5日、同長官は、下院保健委員会にて、同時点までに11万4千人以上がワクチン接種を受けたと述べ、「グループ1」(60歳以上の高齢者、軍関係者、教員等)へのワクチン接種を1月25日に開始する方針を示した。

6日、クチュミエロフスキ備蓄局長は、欧州医薬品庁が米国モデルナ社製のワクチンを承認したことを受け、同社のワクチン2万9千本が来週ポーランドに到着予定であると発表した。また、ドヴォルチク首相府長官は、1月中に同社のワクチン約7万本、3月末までに約84万本が到着すると述べた。

シュテルスキ大統領室長の国際政策局設立担当大統領全権代表への任命【1月4日】

4日、ドゥダ大統領は、シュテルスキ大統領室長を新たに国際政策局設立担当の大統領全権代表に任命し、シュロト大統領府副大臣を後任の大統領室長に任命した。シュテルスキ全権代表は、ドゥダ大統領は、国際社会で大統領がポーランドを代表する最高位の役職であることに起因する業務を実行するため、新たな組織の設立を望んでいるとし、外交分野を担当する国家安全保障局(BBN)のような機関を目指して様々な検討を行っており、最終的な組織構造は大統領が決定すると述べた。また、新たな国際政策局はポーランドの外交政策の実行のため、首相や外務大臣と協力していくとした。

外交・安全保障

2021年国防予算、GDP比2.2%を予定【12月17日】

17日、2021年の予算法案が下院を通過し、2021年の国防予算は、GDP比に換算し、2.2%(518億ズロチ)に達する予定である。

軍による新型コロナウイルス感染症対策支援【12月23日】

23日現在、軍は、14の軍病院を運営し、新型コロナウイルス患者の治療に当たっている他、オケンチェ、ベモヴォ及びヴロツワフに臨時病院を開設している。

バイデン次期米大統領発ドゥダ大統領宛書簡の発出【12月24日】

12月24日、バイデン次期米大統領は、ドゥダ大統領に対する書簡を発出した。バイデン次期大統領は、同書簡において、ドゥダ大統領による米大統領選での勝利に対する祝意の表明について感謝するとともに、同大統領と両国に共通の課題に取り組むことができることを楽しみにしていると強調した。

ポーランド軍、英国国境付近にて衛生支援【12月25-27日】

25日-27日、領域防衛軍及び作戦部隊は、英国国境付近にて立ち往生中のトラックドライバー達に対して、糧食・水の補給及び新型コロナウイルスの検査を行う等、英国の衛生支援を行った。

ドゥダ大統領の2021年の主要な外交政策の発表【12月28日】

12月28日、シュテルスキ大統領室長は、ドゥダ大統領の2021年の主要な外交政策は、米国の新政権との関係、対独関係、三海域イニシアティブ(3SI)及びV4を通じた地域協力であると発表した。同室長は、2021年は2020年と同じく流動的かつ予測不可能な状況であると強調しつつ、国際関係が通常の状態に回帰することを期待すると述べた。

同室長は、対米関係について、ドゥダ大統領とバイデン次期大統領の初会談は、通常であれば2021年春に予定されているNATO首脳会合が機会になると述べた。また、地域協力に関し、同室長は、2021年で発足30周年となるV4について、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み時期は未定であるが、議

長国ポーランドにおいて首脳会合を開催すると述べた。さらに、同室長は、2020年に開催予定であったが延期となった首脳会合として、中国と中東欧地域の協力枠組である「17+1」首脳会合と独・仏・ポーランドの協力枠組であるワイマール・トライアングル首脳会合について言及し、また、2021年に延期となった東京オリンピックについても、開会式が通常の形式で開催されれば各国首脳との会談の機会となると述べた。

クロアチアへの震災被害支援【1月1日】

1日、ブワシュチャク国防相は、自身のツイッターにおいて、2020年12月29日にクロアチアにて発生した地震の被災者に対してポーランド兵士がテントを送ったと発表した。

ブワシュチャク国防相、2021年の主要計画に言及【1月5日】

5日、ブワシュチャク国防相は、2021年の主な計画について言及し、間もなく、駐留米軍用のインフラ投資計画のスケジュールが明らかにされること、米陸軍第5軍団前方指揮所の編成、装備庁の編成及び一年前に同国防相が発表していた軍事衛生大学を再編成することを発表した。

イラクに対する人道支援【7日】

7日、全般司令部は、第33輸送空軍基地所属のC-130輸送機により毛布、タオル及びシーツをイラクへ送ったと発表した。なお、2020年6月及び7月には、同様の支援事業として、5,000枚のマスク及び1,000リットルの消毒液が送られている。

治 安 等

大晦日の移動制限にかかる抗議活動【12月19日、31日】

12月19日、フェイスブック上において、大晦日にカチンスキ副首相(「法と正義(PiS)」党首)の自宅や大統領府の前に集まり、同31日午後7時から1月1日午前6時までの移動制限に反対する抗議活動を行う予定であるという投稿がなされ、同抗議活動には約14,000名の抗議者が集まるなどとされていた。

同31日、午後7時時点で実際にカチンスキ副首相の自宅前に集まったのは13名で、うち12名はジャーナリストであった。ワルシャワ首都警察によると、その後、抗議者の数は増えたが、集まったのはわずか数十人程度であったという。

国家検察庁が「イスラム国」支援者を告訴【12月28日】

国家検察庁は、「イスラム国」として知られる国際テロ組織の戦闘員及びその配偶者に対する財政支援

を行ったイラク人2名を告訴したと発表した。同人らは、ドイツに居住していた「イスラム国」戦闘員の家族からウエスタン・ユニオンを介して2回の送金を受け、2015年2月から2016年4月までの間にハワラ・ネットワーク(銀行間送金ではなく仲介者を介した送金方法。送金記録が残らないため、テロリストや犯罪者が好んで用いるとされる)を通じ、別の「イスラム国」戦闘員及びその配偶者に資金を送金した。なお、今回告訴された2名のイラク人は、2020年6月30日に公安庁(ABW)によって逮捕されていた。

ヴロツワフ所在の病院に対するサイバー攻撃【12月30日】

ヴロツワフに所在する病院がサイバー攻撃を受け、救急搬送を支援するシステムが数時間作動しなくなる事案が発生した。サイバー攻撃は昨年12月12日に発生していたが、病院当局は、検察が捜査中であることを理由に同事案に対する情報提供を行わず、事案が明らかにされたのは事案発生の日後

であった。専用ソフトウェアのライセンス期限が切れており、新規の購入は行われていなかったため、ハッカーはそうした脆弱性を利用したとみられる。なお、個人情報の流入などは確認されなかったという。

ムスリムなどへの攻撃を計画していた過激主義者の起訴状を提出【1月4日】

公安庁(ABW)は、HPにおいて、ムスリムなどへの攻撃を計画していた過激主義者3名の起訴状を提

出したと発表した。同人らに対する捜査は、ABWのほか、シュチェチン地方検察庁が行った。同人らは、ポーランドの「イスラム化」を防止するなどとして、マスクとみられる宗教的対象物への攻撃や特定の人々に対する毒性物資の使用を計画していたという。また、捜査の過程で爆発物や自家製サブマシンガンを含む火器4丁のほか、危険物を製造することができる装置も押収された。

経 済

経済政策

下院、2021年予算案を可決【12月17日】

17日、下院は2021年予算案を賛成234、反対220、棄権1で可決した。歳入4,044億ズロチ(約912億ユーロ)、歳出4,867億ズロチ(約1,097億ユーロ)で、823億ズロチ(約185億ユーロ)の財政赤字を見込んでいる。前提となる経済見通しは、実質GDP成長率4%、物価上昇率1.8%、平均賃金上昇率を2.8%と予測している。また、財政赤字の対GDP比は6%、公的債務残高の対GDP比は64.7%に達する見込みである。医療の質の改善を図り、新型コロナウイルス感染症の拡大を食い止めるべく、医療サービスに追加で129億ズロチ(約29.1億ユーロ)を割り当てる予定であり、今後、同予算案は上院の審議に付される。

ポーランド、EUと中国の投資協定の早期交渉妥結に異論【12月28日-30日】

報道によると、EU理事会議長国の独は、27日夕刻に翌日のEU加盟国大使会合のアジェンダに中国との投資協定を盛り込むことを発表し、一部の加盟国に驚きをもたらしたという。EUの執行機関である欧州委員会は、各国大使に対し、交渉はま

とまりつつあり、欧州委と議長国の独との間でいつ公表するか検討していると話した。同交渉は7年に亘り続いており、主な争点は中国が署名していない国際労働機関(ILO)の関連条約や相互の投資保護を含んでいる。ポーランドのサドスEU代表部大使は、ポーランドは同交渉の地政学的重要性を強調し、3週間以内に米新政権が発足予定であり、同国との関係を考慮すべきとした。また、同大使は、7年に及ぶ困難な交渉の末に拙速に行動すべきではないとし、本件が突然大使会合のアジェンダに加えられるなど前例のないことであるとし、早期交渉妥結への異を唱えた。30日、EUと中国が投資協定で基本合意に達したことを受け、サドス大使は、本件合意内容は今後の批准プロセスにおいて詳細に分析されることになると述べた。

最低賃金の引き上げ【1月1日】

2021年1月1日から、法定最低賃金及び最低時給がそれぞれ2,800ズロチ、18.30ズロチに引き上げられる(2019年はそれぞれ2,600ズロチ、17ズロチ)。

マクロ経済動向・統計

ポーランドとウクライナの給与水準【12月17日】

政府統計によると、ウクライナにおける平均月額賃金は11,900フリヴニャ(約1,500ズロチ)で、ポーランドの平均月額賃金5,300ズロチよりも70%以上低い数字となっている。人材サービス社の試算によると、現在のウクライナにおける賃金上昇率の傾向に鑑みると、同国がポーランドの平均月額賃金に追いつくには12年を要すると見られ、今後も同国からの労働力の流入が継続する見込みである。同社の調べでは、2020年初頭時点で、ウクライナ人労働者の約半数が月額2,200~3,000ズロチの純所得を得ており、雇用主が住居を無償で提供することも多いため、生活費を節約できることなども、ウクライナ人労働者のポーランドへの流入を促していると思われる。なお、2020年9月時点で、ポーラ

ンドの平均賃金上昇率は対前年同月比5.6%であったのに対し、ウクライナでは12.3%とより急速に上昇している。

11月の失業率【12月23日】

中央統計局(GUS)によれば、11月の失業率は6.1%(対前月比同)で、11月末時点の登録済み失業者数は102万5,700人となった(10月末時点では101万8,400人)。

12月の購買担当者景気指数(PMI)【1月4日】

IHS Markitによると、12月の購買担当者景気指数(PMI)は51.7ポイントと前月の50.8ポイントから上昇した。新規受注、購買品在庫、サプライヤー納期が指数上昇に寄与した。雇用も増加傾向にあるが、

ポーランド産業動向

欧州委、ポーランド航空(LOT)に対する国家補助を承認【12月22日-30日】

12月22日、欧州委員会は、ポーランド航空(LOT)に対する6億5,000万ユーロ(総額約29億ズロチ)の国家補助を承認した。12月30日、国有財産省は、同国家補助の一部として、LOTの株式資本を2億5,000万ユーロ(約11億ズロチ)引き上げたツイッターに投稿した。同省は、本件支援により、同社は引き続き運営を維持することが可能となり、航空業界に限らず、何千もの雇用を守ることが可能となるとした。残りの4億ユーロ(約18億ズロチ)はポーランド開発基金(PFR)を通じた流動性融資を予定している。

ポーランド国鉄による鉄道車両アップデート【12月23日】

ポーランド国鉄 PKP Intercity は、ポーランドの車両メーカーPESA Bydgoszcz Rail Vehicles からアップデートされた125両の車両を受け取った。22日に締結された契約では、更に125両の車両がアップデー

トされることとなっている。同車両では空調や電源、USBソケットが設けられた座席、無線インターネットが備えられている。同計画の費用は5.4億ズロチと見込まれている。なお、アップグレードされた車両は契約締結から30か月以内に納入される予定で、最初の車両は300日後に利用される見込みである。

国営電力会社タウロンと国営石炭会社PGGの石炭供給契約について【12月24日】

国営電力会社タウロンは、新型コロナウイルス感染症の影響で悪化した石炭産業からのエネルギー生産は採算が合わないとして、国営石炭会社PGGとの石炭供給契約を終了した。タウロンのジムノフ広報担当によれば、同決定には急激かつ持続的なCO2排出権価格の上昇、安価な電力の輸入の大幅な増加、再生可能エネルギーの生産のダイナミックな増加が影響しているとしている。さらに国内の電気使用量の減少、石炭エネルギー生産の採算性の大幅な低下、従来エネルギー分野の規制環境の大幅な変化を指摘している。

エネルギー・環境

クルティカ気候・環境大臣のエネルギー転換に係る発言【1月4日】

クルティカ気候・環境大臣は、ポーランドのエネルギーシステムの変換は急務になっており、そのためにPEP2040と呼ばれる2040年までのポーランドのエネルギー政策を準備することが必要不可欠であるとしている。同大臣はPEP2040では、気候政策の課題、単なる変革、大気保全だけでなく、新型コロナウイルス感染症により新たに引き起こされる状況も考慮に入れていると述べた。同大臣は、今年春に施行が見込まれる洋上風力発電法など、この政策を構成する12の法律行為があると主張している。なお、現在のPEP2040の案では、2030年までに都市部で、2040年までに農村部での暖房部門からの石炭の脱却を掲げている。同案では、その他、ポーランドにおける原子力発電所の建設や洋上風力発電所などの再生可能エネルギー源の大幅な開発も想定している。

ポーランドにおけるマイクロ風力発電タービンの開発【1月4日】

ポーランド経済研究所(PIE)は、今年、革新的なマイクロ風力発電タービンがポーランド企業によって導入される可能性があるとしている。当該タービンは太陽光パネルと化石燃料の低コスト技術と競合する

とみられている。当該タービンは風が弱くても効率的で、高レベルの騒音が発生せず、材料の最大80%がリサイクル可能。エネルギー分散化を目的とした政府の補助政策による、家庭用太陽光発電導入の成功の例(My Energy program)から判断すると、同様の補助政策を行った場合、マイクロ風力発電市場が復活する可能性があるとコメントした。さらに、もう一つのインセンティブとして、ポーランドの製造業者によるタービンの建設が挙げられるとした。

水素戦略策定見通し【1月5日】

閣僚評議会の立法府のリストによると、2021年第1四半期に「2030年までのポーランド水素戦略と2040年までの展望」(PSW)の政府の承認がされる見込みである。同戦略は、①エネルギー部門における水素利用(余剰電力による水素製造、エネルギー貯蔵を含む)、②水素バス(2025年:500台、2030年:2000台)、32の水素燃料ステーション、水素列車の導入、輸送部門における代替燃料、③産業部門の脱炭素化における水素、④原子力発電所など新しい低排出源からの水素製造、⑤効率的で安全な水素流通、⑥安定した規制環境など、主要な技術的およびビジネス上の障害を提示し、水素市場が発展する方向を設定する予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に

渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。12月28日からは、薬局やスーパーなど一部の店舗を除き営業停止となるなど再び制限措置が強化されています。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

特になし。

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)